

公益財団法人日本調停協会連合会定款

目次

- 第1章 総則（1条・2条）
- 第2章 目的及び事業（3条・4条）
- 第3章 資産及び会計（5条－11条）
- 第4章 会員（12条）
- 第5章 評議員（13条－16条）
- 第6章 評議員会（17条－23条）
- 第7章 役員（24条－30条）
- 第8章 理事会（31条－38条）
- 第9章 事務局（39条）
- 第10章 委員会（40条）
- 第11章 定款の変更及び解散（41条－44条）
- 第12章 公告の方法（45条）
- 第13章 補足（46条）

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、公益財団法人日本調停協会連合会と称する。

（事務所）

第2条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 本会は、理事会の議決によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 本会は、調停制度の健全な運営を確保し、その改善発展に寄与することを

目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 調停制度及びこれに関する法規を調査・研究し、調停制度の改善発展につき提言する事業
- (2) 前号の調査・研究の資料の蒐集
- (3) 調停制度の普及及び広報活動
- (4) 全国の各高等裁判所，各地方裁判所及び各家庭裁判所単位の調停協会，その他調停制度に関連する諸団体との連絡・意見交換及び調査・研究の資料並びに調査・研究の成果の交換
- (5) 調停に関する出版物の刊行
- (6) 調停に関する相談会・研究会・講演会の開催
- (7) 調停委員に対する研修の実施
- (8) 全国調停委員大会の実施
- (9) 裁判所と調停委員との連絡・意見交換
- (10) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 本会の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、理事会において一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第172条第2項に規定する、本会の目的である事業を行うために不可欠なものとして定めた財産とする。

3 基本財産以外の財産をその他の財産とする。

4 公益認定を受けた日以降に寄附を受けた財産の取扱いについては、理事会の決議により別に定める寄附金等取扱規程による。

(基本財産の維持及び処分)

第6条 基本財産について本会は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 やむを得ない理由により、基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会において、決議に加わることのできる理事の3分の2以上の議決を経、評議員会において、決議に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決を経るものとする。

(財産の管理及び運用)

第7条 本会の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業年度)

第8条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

[定款の変更の案]

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第11条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 会員

（会員）

第12条 全国の各地方裁判所及び各家庭裁判所単位の調停協会は、本会の会員となることができる。

2 会員は、本会の目的と事業達成に協力し、本会は、その事業を通じて会員に協力する。

3 会員は、理事会の定める会費を支払う。

4 会員に関する規則は、理事会で定める。

第5章 評議員

（評議員）

第13条 本会に評議員50名以上60名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第14条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の三親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

- ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（任期）

第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬）

第16条 評議員は、無報酬とする。

第6章 評議員会

（構成）

第17条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、法令、本定款及び評議員会において定める規則（以下「評議員会規則」という。）に基づき運営する。

（議長・副議長）

第18条 評議員会は、評議員の中から議長1名、副議長1名を選任する。

- 2 議長は、評議員会を主催し、法令、本定款及び評議員会規則で定められた職務

[定款の変更の案]

を行う。

- 3 副議長は、議長がその任務を行うことができないとき又は議長に指定されたときに、議長に代わって議長の職務を行う。

(権限)

第19条 評議員会は、次の事項について決議する。

- 1 理事及び監事の選任及び解任
- 2 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- 3 定款の変更
- 4 残余財産の処分
- 5 基本財産の処分又は除外の承認
- 6 その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第20条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第21条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第22条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

[定款の変更の案]

- ① 監事の解任
 - ② 定款の変更
 - ③ 基本財産の処分又は除外の承認
 - ④ その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長及び出席した評議員2名がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をする。

第7章 役員

(役員を設置)

第24条 本会に、次の役員を置く。

- ① 理事 25名以上31名以内
 - ② 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事のうち、8名以上10名以内を副理事長とする。
- 4 理事長及び副理事長は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職

[定款の変更の案]

務を執行する。

- 2 理事長は、本会を代表し、本会の業務を統括する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐して、本会の業務を執行する。理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ定められた順序により、理事長の職務を代行する。
- 4 第2項及び第3項に掲げる理事は、自己の職務の執行の状況を理事会に毎事業年度に四箇月を超える間隔で2回以上報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- 1 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

2 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬)

第30条 理事及び監事は、無報酬とする。

第8章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- 1 本会の業務執行の決定
- 2 理事の職務の執行の監督
- 3 理事長及び副理事長の選定及び解職

(開催)

第33条 理事会は、毎事業年度定時理事会として事業年度終了後3箇月以内と2月に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長があらかじめ定められた順序により、理事会を招集する。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長又はその指名した副理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定める順序により、副理事長がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第19

7条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した代表理事及び監事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をする。

(理事会運営規則)

第38条 理事会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則によるものとする。

第9章 事務局

(事務局)

第39条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長、部長等の重要な職員の選任及び解任については、理事会の承認を経なければならない。
- 4 前項以外の職員は、理事長が任免する。

第10章 委員会

(委員会)

第40条 本会は、理事会の決議により、目的を定めて委員会を置くことができる。

- 2 理事長は、理事会の承認を経て、委員会の委員長、副委員長、委員を任命する。ただし、理事会を開催しないときにこれらの者を任命する必要がある場合、理事長は、これを任命することができるものとし、任命後直近に開催する理事会において、その承認を受けなければならない。
- 3 委員会に関する事項は、理事会において定める規則をもって定める。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第14条についても適用する。

(解散)

第42条 本会は、本会の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第43条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第44条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 公告の方法

(公告)

第45条 本会の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由により、前項の電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第13章 補則

(委任)

第46条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(事業年度の開始日)

第2条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(最初の代表理事)

第3条 本会の最初の代表理事は、別紙1代表理事名簿記載の者とする。

(最初の評議員)

第4条 本会の最初の評議員は、別紙2評議員名簿記載の者とする。

(会員に関する経過措置)

第5条 財団法人日本調停協会連合会寄附行為第6条第1項1号に基づく協力団体である全国の各地方裁判所及び各家庭裁判所単位の調停協会は、本定款第12条第1項に基づく会員とする。

(別紙1)

代 表 理 事 名 簿

青	木	武	男	八	尋	紀	一	野	本	俊	輔	松	山	恒	昭
大	塚	孝	士	服	部		優	大	本	和	則	近	藤	敬	夫
浅	沼	貞	夫	岩	本	勝	彦	柳	瀬	治	夫				

(別紙2)

評 議 員 名 簿

大久保	誠太郎	竹川	忠芳	高橋	理一郎	瀬古	宜春
松本	光子	本木	陸夫	海老根	遼太郎	高橋	信正
高橋	勉	牧田	治子	小野寺	忍子	宇治橋	淳昇
丸山	正男	長尾	東吾	池田	容子	春日	昇雄
牟田	岑洋	竹山	き敏	近坪	秀俊	上堀	治之
岡田	逸男	小石	和太郎	中河	勝秀	藤山	賞雄
林邊	宣昭	石荻	太絃一	河安	直宏	山國	達夫
田熱	雅司	荻益	敬二郎	安渡	雄一	野倉	義憲
富当	真尚	小那	宏百合	安渡	健恒	倉八	憲敬
野山	幸弘	那則	百合子	石伊	恒正	中	敬彬
山大	英恒	則西	尚三郎	伊永	正淳		一夫